

# 移動等円滑化取組計画書

国際興業株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおりお知らせします。

## I 現状の課題及び中期的な対応方針

- |  |
|--|
| (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項。<br>2018年度末時点において、当社が保有するノンステップバスの導入率は56%となっている。今後も定期的な車両更新を実施し、2021年度末迄にノンステップバスの導入率70%以上を目指す。 |
| (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項  |
| ・ 運行管理者・指導的地位にある乗務員が外部のバリアフリー研修を受講し、社内でフィードバックを実施するようにする。  |
| ・ 車内事故防止を目的に、自治体・町内会等と連携し車内事故防止の啓発活動を実施する。   |

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	2019年度において、ノンステップバス50台を導入する。

### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
安全保安監視員の配置	・ 高齢の方や障害のある方のご利用が多い路線を中心として、安全保安監視員を配置し、乗降のお手伝いをさせて戴くと共に、お客様のニーズの把握に努める。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内において、バス停車前に離席する車内事故防止の為、掲示物の変更を実施。</li> <li>・駅前等で発車前のバスに事務員が乗り込み、お客様へ走行中の車内移動等の危険について周知する。</li> <li>・お客様向けに配布するリーフレットについて刷新を行う。</li> </ul>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
外部研修の定期的な受講	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通エコロジーモビリティ財団の実施する「交通サポートマネージャー研修」を、運行管理者及び指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。</li> </ul>

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方を外部講師として招き、介助接遇に関する講習会を開催する。</li> <li>・各営業所に乗務員教育用に備え付けの車いすを活用し、新入乗務員を中心に技術向上に努める。</li> <li>・HPや電話で戴く「お客様の声」を社内で共有し、改善に努める。</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--